

第八期東京都障害者施策推進協議会の審議事項について（案）

東京都は、第七期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、平成27年4月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画と障害者総合支援法に基づく第4期東京都障害福祉計画を一体的に策定した。

東京都障害者計画は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者がいきいきと働ける社会」、「全ての都民が共に暮らす地域社会」の実現を基本理念とし、平成29年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、第4期東京都障害福祉計画では、平成29年度までの各年度における障害福祉サービスの必要見込量や、地域生活移行等の数値目標を掲げている。

平成30年度からの新たな計画の策定にあたっては、これまでの達成状況と課題を点検しつつ、国の施策の動向や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催なども見据え、障害のある人もない人もお互いに尊重しあい、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障害者施策の総合的な展開について検討する必要がある。また、これまで東京都障害福祉計画の一部としていた障害児の支援について、児童福祉法に基づく第1期東京都障害児福祉計画として策定する必要がある。

本協議会においては、こうした国の施策の動向等も踏まえ、新たな東京都障害者計画及び第5期東京都障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の基本的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議する。

記

障害者・障害児の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者・障害児施策のあり方について

